

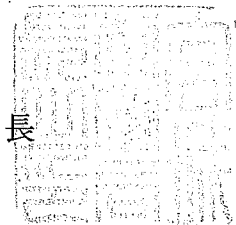


宮労発基0510第2号  
令和3年5月10日

独立行政法人労働者健康安全機構  
宮城産業保健総合支援センター長 殿



宮城労働局長



「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の  
一部改正について

平素より労働行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、発がん性など高い有害性を有する石綿（アスベスト）については、平成18年9月1日に製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止されていますが、禁止される前には主に建築用材料として、様々な用途で広範に使用されていたため、今なお現存する多くの建築物、工作物又は船舶に石綿含有材料が残されています。

これらの建築物、工作物又は船舶を解体又は改修するとき、適切な措置を講じなければ、石綿含有材料から石綿等の粉じんが飛散し、作業を行う方や周囲の方が石綿等を吸い込むおそれがあることから、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）を定め、建築物、工作物又は船舶の解体又は改修作業を行う場合に実施すべき措置を罰則付きで義務付けてきたところで

今般、石綿則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号。以下「告示」という。）について、令和2年7月27日に告示され、令和5年10月1日から施行することとされています。また、告示第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、令和2年8月4日付け基発0804第3号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の関連通知において、これに該当する者の解釈が示されたこととともない、下記の関連通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、ご了知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、貴職におかれましては、下記の改正内容を踏まえ、貴団体傘下会員等に対し、その周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 改正内容

告示第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」として、以下の者を追加する。

(1) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される定性分析に係る合格者

(2) 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

改正後	改正前
<p>第1・第2 略</p> <p>第3 細部事項</p> <p>1. 略</p> <p>2. 関連告示関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 分析調査者告示</p> <p>ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から⑤までに掲げる者であること。</p> <p>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「<u>石綿分析技術評価事業</u>」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「<u>石綿の分析精度確保に係るクロスフェック事業</u>」により認定される「<u>建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術</u>」の合格者</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>第1・第2 略</p> <p>第3 細部事項</p> <p>1. 略</p> <p>2. 関連告示関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 分析調査者告示</p> <p>ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から④までに掲げる者であること。</p> <p>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「<u>石綿分析技術の評価事業</u>」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者</p> <p>②～④ 略</p> <p>(新設)</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>